

## 社会福祉法人みちのく大寿会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人みちのく大寿会の役員及び評議員等が会議等のため出席したとき支給する交通費、日当及び宿泊費に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬及び費用弁償の支給及び支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償の支給は、次の場合に支給する。

- (1) 非常勤役員等が理事会、監事会、評議員会及び第三者委員活動等に出席した都度、現金で支給する。
- (2) 非常勤役員等が、町、県等の要請に基づき旅行したとき。
- (3) その他法人の用務により、出席したとき。
- (4) 理事長は、週5日以内法人の用務等に出勤するものとする。出勤した場合は、報酬を支給するものとする。

(報酬及び費用弁償の算定方法、支給区分)

第4条 報酬及び費用弁償は、次により算定し支給する。

(1) 前条各号により出席の場合

役職名	報酬	実費弁償費
理事長	10,000 円	1,000 円
理事	8,000 円	1,000 円
監事	8,000 円	1,000 円
評議員	8,000 円	1,000 円
	費用弁償額	
第三者委員	6,000 円	
評議員選任・解任委員会	8,000 円	
入所検討委員会	6,000 円	

- (2) 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- (3) 研修会に出席の為旅行した場合、社会福祉法人みちのく大寿会旅費規程の例による。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月12日から施行し、平成6年9月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。但し、評議員選任・解任委員会に係る費用弁償は、平成29年2月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。